

第10回 Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会  
議事要旨

## 1. 日時・場所

日時：令和2年10月6日（火曜日）15時00分～17時00分

場所：みずほ情報総研株式会社主催 オンライン会議（Microsoft Teams）

## 2. 出席者

委員	宍戸委員、市川委員、伊藤委員、稲谷委員、岩田委員、上野山委員、落合委員、 鬼頭委員、久禮委員、齊藤委員、坂井委員、境野委員、白坂委員、寺本委員、 那須野委員、西山委員、深水委員、福島委員、増島委員、松尾委員
オブザーバ	世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター 須賀センター長
経済産業省	商務情報政策局情報経済課 羽深課長補佐 商務情報政策局 情報経済課
事務局支援	みずほ情報総研株式会社

## 3. 議題

- (1) 開会・事務連絡
- (2) 参考資料の説明
- (3) ガバナンス・イノベーション2.0 報告書案の説明
- (4) 自由討議
- (5) 今後のすすめ方について

## 4. 議事概要

### (1) 開会・事務連絡

羽深課長補佐より、開会宣言が行われた。また、本日は、柳川座長が御欠席のため、宍戸副座長による進行が行われる旨の連絡が行われた。

### (2) 参考資料の説明

みずほ情報総研より、参考資料1・2を用いて、ガバナンス上の課題を伴う先端技術の実用化事例と先端技術がもたらす経済効果等に関する試算事例の概要についての説明が行われた。

### (3) ガバナンス・イノベーション2.0 報告書案の説明

羽深課長補佐より、資料1を用いて、ガバナンス・イノベーション2.0 報告書案についての説明が行われた。

- 現状の報告書案は、全4部10章の構成を想定している。第1部では、ガバナンスがSociety5.0の文脈においてどのように定義されるのかという議論を行う。第2部では、ガバナンスによって最終的にどのようなゴールを目指すのかという点を掘り下げる。昨年度の第1弾報告書では

単純に「ゴール」という表現を使うのみであったが、今年度の第 2 弾報告書では具体的にゴールとはどのようなものかについて議論していきたいと考えている。現在のドラフトはここまでとなっている。

- 第 3 部では、ガバナンスシステムの設計として、第 2 部で紹介したゴールを実現するために、システムや市場をどのようにリデザインしていけばよいのかについて議論する。最後の第 4 部では、既に議論や実装が始まっている新たなガバナンスモデルの実践例をいくつか紹介することを想定している。
- このような全体像を踏まえた上で、本日は前半部分のガバナンスの定義と目的についてご説明したい。
- 第 1 部では、Society5.0 においてなぜ新たなガバナンスが必要であるのかという点を、ガバナンスがうまく機能せず失敗した事例の紹介によって説明するとともに、本報告書におけるガバナンスの定義と枠組みについて紹介する。第 2 部では、まず目指す社会を語るためには、新たな社会を実現するための技術を知らなければならないという前提に立ち、重要な技術についての紹介を行う。その上で、基本的な人権や経済的価値等が技術によってどのように変わってきているのか、どこを目指すべきなのかについて整理する。

#### (4) 自由討議

前項(3)までの説明を踏まえて、以下のような質疑応答及び討議が行われた。

- 第 9 章におけるマルチステークホルダーによる取組は、日本の中だけで制度化するとグローバルな企業にとっては逆に不自由になる可能性がある。そのため、国際的な整合性やハーモナイゼーションが必要であるという点を、前回の報告書と同様に盛り込んでいただきたい。また、ISO において Society5.0 の発信も始まっているため、そのような場の活用についても盛り込めると良い。当該部分の報告書の作成に関しては、自身が参加することも可能である。
- ガバナンスが目指す様々な価値について、「個人の尊厳に基づく豊かで主体的な幸福追求の自由」という定義は非常に良いが、サステナビリティ（sustainability：持続可能性）について言及されていない点が懸念される。近年、本報告書のような位置づけの報告書が発表される際に、持続可能な社会やサステナビリティに関する言及が全くないということはあまりない。サステナビリティに関する言及がないと、個人主義を重視していると捉えられてしまう可能性がある。サステナビリティという概念には将来の人々の便益も含まれているため、例えばガバナンスが目指す様々な価値として将来世代も含めることを表現してはどうか。
- 第 4 章のガバナンスが目指す様々な価値全体に関わる議論として、プライバシーを例に指摘したい。本報告書では、忘れられる権利やプライバシー権を求める「個人」と、サービスを提供するためには各権利への配慮には限界があると主張する「事業者」の両者の主張が述べられているが、書き振りによっては、その中間を取ることが適切なガバナンスのあり方だと本報告書が主張していると読者に読み取られる可能性がある。この点は様々な価値観に基づいて、どこかが正しい「中間」であるかについて、考え方の振れ幅はかなり大きい問題である。足して二で割った

50/50 の中間点があるべき結論として示唆する書き振りにしないよう注意し、諸外国の論争例も参考にしつつ、振れ幅が大きいことを具体的に説明するような表現や事例が盛り込まれるとなお良い。

- プライバシーについて、事業者が果たすべき義務は、一般論としては現在の報告書案にも記載されているとおりであるが、事業者の立場からすると、このような一般論的哲学をどう実務に反映すれば義務を果たしたと言えるのかの判断が非常に難しいことが多い（欧州での GDPR の事例など）。今後のルールメイキングにあたっては、より具体的な例を示すことが重要である。
- 自己決定権について、事前に十分な情報が提供される必要があるという説明は間違いではないものの、やや古典的な印象を受ける。医療分野で議論が進んでいるように、現実には事前に十分な説明を行うことやそれを理解してもらうことは非常に難しい。継続的に説明を行い、本人の意思が変わった際に意思表示したり、改めて確認するといったダイナミックコンセンストという概念もあるため、事前の説明に限定するのではなく、もう少し詳細な議論が必要ではないか。
- 移動しない自由に関して、情報の信頼性に言及することは非常に重要である。例えば遠隔医療において、患者側の医療機器が問題なく機能し、バイタルデータが正常に送信されていても、顔色や声の調子などの重要な情報が、画像や音声の自動補正機能等によって正しく伝わらないことがある。
- 紛争解決手段について、請求側が低コストで執行までの手続きを遂行できること自体は望ましいことであるものの、双方に一定の理がある場合には、手続きコストが高いことによって、当事者間の和解が促進されるケースもあるため、紛争解決コストが低いことが常によいこととは一概には言えないのではないか。
- 前回の報告書と同様に、文中で使用されている用語の定義や統一が必要ではないか。前回は「アーキテクチャ」という言葉がやや曖昧に用いられている印象であったが、今回は特に「トラスト」という言葉に対して同じような印象を受ける。
- 「技術」と「イノベーション」という言葉についても同様に、厳密に使われていない印象を受け、読んでいてやや違和感がある。特に本報告書では、技術によって可能なことが広がり、広がることによってその事実を前提とした法律や制度が必要になるという議論を展開するため、「技術」はきわめて重要な用語である。また、「イノベーション」についても、報告書のタイトルに関連するため、厳密に定義した方がよい。
- 民主主義の位置付けについて、例えば、プライバシー保護における個人と事業者の利益のバランスのような、受容可能なリスクとイノベーションの両立に関する問題については、一義的に正解を定められないからこそ、民主主義的に決める必要があるといえる。新しいガバナンスを通じて民主主義を達成することも重要ではあるものの、それ以前に、今回のガバナンスシステムのデザインにおいては、民主主義的な手法が本質的に要求されることを、本報告書では示す必要があると思われる。今回の報告書が主張する枠組みは、個人や事業者が様々な実践を通じて最適解を探すモデルであると考えられる。このように考えると、ゴールとしての民主主義だけでなく、民主

主義的な手法や価値そのものが、ガバナンスモデルに組み込まれる必要があるのではないかと感じる。

- 他の委員の指摘と同様に、報告書に記述されている人権の概念がやや古典的であると感ずる。例えば、プライバシーについても、自己決定の側面を強調する見解が紹介されており、現在のネットワーク化された情報処理やフローに対応することが難しい印象を受ける。現状において、情報コントロール権や自己決定権などの、自律した強い個人のモデルを前提とする権利を実現することを目指すべきかは、それ自体論争となりうる。個人のありようそのものが技術や制度との共進関係の中で決まってくるという前提に立った上で、その内実について開かれた民主主義的な議論を行って決定していくと提案することが本報告書の目的であるため、より慎重に表現した方がよいのではないかと感じる。
- 人間と広い意味での環境との共進関係の中で、よりよい社会をどのように実現していくのかという問題意識に対して、技術を用いて解決していくという観点から、サステナビリティに関わる議論は喫緊の課題と認識されている。そういった問題についても、注やコラムに記述するとよいのではないかと感じる。いわゆる「人新世」のような、人と環境との関係性に関わる、グローバルな展開を見せている科学技術社会論などにも言及することが望ましいかもしれない。
- 報告書の構成や議論の流れはこのままでよいと思うが、議論の軸線がやや明確ではないように感じる。
- 報告書の冒頭において、Society5.0 ではガバナンスの概念が大きく変わることを示す必要がある。これまでのガバナンスではリアルタイムに物事が調整されることはなかったが、reconfigurable に物事が変わる Society5.0 では、継続的にガバナンスを行うことに本質がある。ガバナンスの対象が reconfigurable であるため、ガバナンスそのものが reconfigurable にならなければならない。reconfigurable とは、平たく言えばアジャイル (agile) であり、人間の判断や民主主義への関わり方もアジャイルにならなければならない。そのため、Society5.0 においては、個人も判断のために AI を使用するなどの大きな変化が生じる。
- 人間中心という表現について、例えば SDGs では人間が支配しているという意味合いは馴染まないため、再検討が必要である。環境に合わせて人間の在り方そのものが reconfigurable になるため、SDGs が重要になるといった議論の流れがよいのではないかと感じる。
- 報告書中の図については、さらに工夫があるとよい。本報告書の議論の根幹はサイバー空間とフィジカル空間の融合にあるため、完全に融合したわけではないとしても、物理とデータを分けた図では、その点が伝わらないのではないかと感じる。物理的な世界、特に人工物が reconfigurable になりつつあるため、物理的な空間を含めて階層構造になっていることが示せるとよい。
- ガバナンスの定義について、報告書内ではガバナンスする側とされる側を分断しないために、意図的に主語が書かれていないのではないかと推察した。そうであるならば、ガバナンスを行為として定義するより、ガバナンスされている状態を定義する、つまり統治ではなく自己組織化的に創発された秩序として表現してはどうか。
- ガバナンスモデルの中に組み込まれる民主主義的な手法というのは、要はコンセンサスアルゴリズムのことだと思われる。第3章の Society5.0 を構成するデジタル技術の中では、ブロック

チェーンについてはあまり言及されていないが、P2P ネットワークや暗号技術などのブロックチェーンの他の構成要素は報告書内でも触れられているので、コンセンサスアルゴリズムについても第3章で言及するとよいのではないかと。

- 報告書の冒頭において、新しいガバナンスをこれまでのガバナンスと対比させてはどうか。ガバナンスのレイヤーごとに変化の前後を整理すると分かりやすい。例えば、第1層に環境や現象などの世の中の変化があり、第2層にガバナンスの手法、第3層にあるべき社会像の変化を置くことができる。第1層について、現在の報告書案ではデジタルという言葉でシンプルに語られているが、例えばドローンやデータのような具体的な事例を紹介できれば、読者にとってより分かりやすくなるのではないかと。
- システム・オブ・システムズについて明示的に言及することが、Society5.0が今までの社会と本質的に異なることについての説明になると考えられる。設計時に何がつながるかを本質的に想定できないシステムが生まれることで、リアルタイムにガバナンスせざるを得なくなる。また、別々の管理主体を持つシステムが新たにつながることにより新しい価値を提供するようになってきているが、システムの安全や動作を誰かが主体性をもって保障していないため、マネジメントやガバナンスの手法は大きな変化を迫られている。このリアルタイム性と分散性の2つの前提が大きな特徴であり、今までと本質的に異なる部分である。この点について明示すれば、今までのアプローチではガバナンスに問題があるという点に言及しやすいのではないかと。
- 報告書案では、「それぞれのシステムが安全でも、つながると安全ではなくなる」という記載があるが、これはシステム・オブ・システムズに限った課題ではなく、従来のシステムでも指摘されていた課題であるため、より踏み込んだ議論が必要なのではないかと。
- 本報告書について、国際社会への発信を重視しているのであれば、グローバル及びローカルの双方への言及が必要ではないかと。日本特有の課題について指摘するのであれば、その課題に焦点を当てる必要がある。例えば、日本のものづくり産業の取組も紹介し、国内の視点と海外の視点を比較した方が、より議論を深めることができると思われる。
- 通信事業者等は、ガバナンスの実現のために、サイバーセキュリティを含めて既に様々な取組を行っている。しかし、技術的に可能になっていることは多いものの、憲法で保障された通信の秘密を守る必要もあり、第三者が民間や政府自治体のシステム内のデータまでを監視することは難しいため、現実的にサイバーフィジカルシステムのデータガバナンスを実践することは困難な状況となっている。このような課題を踏まえて、サイバーフィジカルシステムや情報ネットワーク空間の安全を第三者が監視するにはどうすればよいのか、どのようなルールや法制度が必要か、という点についても議論できるとよい。
- これまでの議論を整理すると、3つの論点と共通する課題がある。
- 第一に、「トラスト」や「イノベーション」といった概念は、漠然と用いるのではなく、もう少

し厳密に説明した方がよい。第二に、目指すべき社会については、世代間の公正性やサステナビリティといった視点も含めなければ、「人間中心」がやや視野の狭い概念として受け止められてしまう可能性がある。第三に、ガバナンスが目指す様々な価値については、価値を具体的に捉えて議論すると、やや古典的な説明になってしまうため、Society5.0では価値の在り方や種類が変わるといふ議論の幅と深みが求められる。

- 3つの論点に共通している課題は、やはり Society4.0 から Society5.0 への変化である。システム・オブ・システムズなどの議論を盛り込んだ上で、「だからこそガバナンスが変わらなければならない」「だからこそ参加的な民主主義が決定の在り方として組み込まなければならない」といった形で議論を展開し、そのような大きな変化によって、ガバナンス、民主主義、同意の在り方などの具体的な概念や制度が変わっていくという流れで報告書の作成を進めてはどうか。
- 本報告書は、Society5.0 という概念の明確化や国際競争におけるルール作りに重点が置かれているが、その一方で、具体的に、国内の政府・企業・個人はどうすればいいのかという国内の読者に向けた配慮が必要ではないか。具体的な説明があれば、より本報告書に関心を持つ読者も増えたと考えられる。
- 参考資料に挙げられた事例についても、事例から何を学べば良いのかが示されるとよい。その際に、政府・企業だけではなく、個人・コミュニティはどのような行動が取れるのか、あるいは取るべきなのかなどの観点から、各事例に解釈をつけてはどうか。
- 個人やコミュニティが力を持つということは何を意味するのかという点について議論があるとよい。企業の立場から考えると、企業自身が全てをコントロールできなくなるという点にガバナンスの大きな変化があり、だからこそ個人やコミュニティが重要となる。報告書中で、このような各主体の変化について注目してもよいのではないかと。
  - 報告書第3部以降の内容とも大きく関係する。また、国外への発信と同時に、報告書内に書かれたガバナンスを現実的に実現する推進力を国内の読者から喚起する必要がある。(宍戸副座長)
- 本日は前半部分の紹介とともに、後半部分の構成や内容についてご意見をいただく予定であったが、後半部分に関する有益なご指摘も非常に多かったと感じている。
- 第4章の人権やゴールのカテゴリーは、あえて古典的に書くという意図もあった。昨年度の第1弾報告書では、そもそも書いている内容が分からないという感想も多かったため、多くの読者にとって分かりやすいと思われる古典的なカテゴリーから入りつつ、第4章の結論として古典的なガバナンスではうまくいかないという問いを投げかけ、第5章につなぐ流れを想定していた。ただし、ご指摘にあったように、第4章に既に結論じみたことを書いている部分が散見されると同時に、第4章の時点で民主主義な価値をガバナンスに組み込む必要性についてもっと頭出ししてもよいかも知れない。構成については再度検討したい。
- マルチステークホルダーでガバナンスを行うこと自体は新しい議論ではないことから、具体的にどのようにガバナンスを実現するのかという点について、第5章で掘り下げたいと考えている。報告書中の具体的な内容については、今後、個別に相談させていただきたい。

- ガバナンスの定義についても、各権利の整理についても、全体を通して Society4.0 から Society5.0 になった際の差分を明確に示すことが必要ではないか。新しいガバナンスと古いガバナンスのそれぞれの考え方に差が生じていることを読み手に示し、議論の出発点を示す必要があると感じた。
- 新しいガバナンスの内容として、情報を連続的に収集することが可能になり、また人を介在させないで判断が機械的に行われるようになった変化も踏まえ、情報を処理するという意味を改めて問わなければならないのではないか。どのような枠組みや場面であれば人間の代替が合理的にできるのかを整理する必要がある。これまでの Society4.0 のガバナンスの仕組みでは人や場所など物理的なものに依拠することが前提になっていたが、Society5.0 では守るべき価値に依拠することになったという変化がある。
- 報告書内では、各技術のリスクについての指摘があるが、実際には利益とリスクの比較衡量によって判断することになる。利益についてもより明確に示し、利益衡量の視点も示しつつ、あり得るガバナンスの仕組みについても例示ができるとよいのではないか。
- 国外に発信することを目的としているのであれば、日本に議論が寄りすぎている印象を受ける。海外の議論の状況についても言及した上で、我が国としての立場が分かるように記述した方がよいのではないか。
- 内容については、例えばデータについては、所有権という整理ではなく利用権限の設定のような、データの共有を推進するといった方向性が適切ではないか。また、インターネット振興のために、米国の通信品質法や我が国のプロバイダ責任制限法で免責が導入されたことも参考に、刑事だけでなく民事も含め、責任の制限や免責についても言及できるとよいのではないか。

##### (5) 今後のすすめ方について

最後に、宍戸副座長と羽深課長補佐から、次回以降の本検討会の進め方について、以下のような説明が行われ、特段の異議なく合意された。

- 本検討会の議論については、発言者名を匿名にした上で公開する予定である。
- 本日の議論をもとに、事務局にて報告書案の改訂と第 3 部の執筆を進め、再度回覧する。加えて、内容については、個別にご相談させていただく可能性がある。
- 次回の検討会は、11 月中旬を目途に日程調整を行う。

##### <チャット欄記述意見>

- 「ガバナンス上の課題を伴う先進技術」としては AI の軍事利用も、デジタルガバナンス上の大きな課題となる。海外では AI を使った軍事技術の開発が進んでおり、それらが公共の福祉や個人の幸福に及ぼす悪影響を防ぐ対策も必要と考えられる。
- 日本でデジタル化が進んでいない理由として「標準化の遅れ」という問題もある。欧州や中国におけるデジタル技術やセキュリティ対策の標準化に関する取組が参考になるように思われる。
- サイバーフィジカルシステムを構成する要素（ガバナンスの対象）としては、IoT や AI の利用者や解析対象としての人のほかに、システムを開発する人（例えば AI のアルゴリズムを選定/開発する人）と、システムを運用する人（例えば機械学習の計画を立てたりパラメータをチューニ

ングしたりする人)の役割も重要だと思われる。その意味では、第三章の図に、「開発者」と「運用者」を加えてもよいのではないか。

- ネットワーク技術やソフトウェア技術が高度化・複雑化・多様化して、一般の人には仕組みを理解することも管理することも難しくなっているため、通信事業者などITプラットフォーム事業者の役割(ハード・ソフト・データ・ヒトなどを法にもとづいて適正にガバナンスする責任や義務)も重要である。
- サイバーフィジカルシステムが、時の為政者などによって恣意的に濫用されたりすることがないように、市民や学識経験者やNGOなどによって、民主的に監視してチェックする仕組みも重要である。
- デジタルガバナンスでは、グローバルな視点がとても重要である。サイバーフィジカルシステムを利用する人のデジタル主権/データ主権をガバナンスするための仕組みとしては、欧州の「GAIA-X」の考え方やシステム仕様も参考になるとと思われる。
- デジタル化の恩恵を読み手に感じてもらうためのユースケースとして、「地球環境問題」やコロナ対策のような「防疫・医療」、気象災害対策のような「防災」といった災害有事のユースケースやSDGs的な視点を入れたユースケースを考えてもよいのではないか。
- サイバーフィジカルシステムを安全に構築・運用していくために、重要インフラのセキュリティ対策も想定した米国NISTのサイバーセキュリティフレームワーク(「リスクアセスメント」「防御」「検知」「対応」「復旧」の実施手法)も参考にできるとよい。
- サイバーフィジカルシステムのリスクを考える際に、国や地域や民族などコミュニティによって異なる価値観や社会規範をどのように反映させるかという課題もある。世界中のフィジカルシステムが画一的なルールで運用されるのではなく、国・地域・民族・地域性などによってガバナンスルールを変えることができ、「郷に入っては郷に従え」というような運用もできる、多様で柔軟なシステムアーキテクチャにできるとよい。
- リスクをどこまで許容するのかを決める際は、北欧などのように、市民が参加したオープンな議論が重要である。コロナショックでも明らかになったように、日本社会では、リスクを誰がどれくらいまで許容すべきかを十分に議論せず、政府・自治体関係者や「専門家」が決めてしまう傾向があり、サイバーフィジカルシステムの運用上、問題があると思われる。市民が当事者意識を持ってリスクマネジメントに参加できる仕組みづくりも課題である。
- 世界には、高度に民主主義が発達した国・地域と、そうでない国・地域が混在しているため、グローバルにネットワークでつながってしまうサイバーフィジカルシステムのガバナンスを考える際には、やはり「国境」や「国籍」や「法律・条令」といったもの(地域差や個人差)を意識して、システムをデザインする必要があると思われる。
- ITシステムの分野で提供されているネットワークシステムのサイバーセキュリティを守る「マネージド・セキュリティサービス」では、時々刻々と変化するリアルタイムなデータをAIで常時分析しながらシステム全体の安全を守るガバナンスをグローバルに行っているため、サイバーフィジカルシステムのガバナンスの手法を検討する際も、そうした「マネージド・セキュリティサービス」のような仕組みを参考にしようか。
- どのような技術やシステムでも、事故や悪用をゼロにすることは困難であるため、事故や悪用の



問題が起きたときに、誰が、いつ、何の根拠や法律に基づいて、どのような方法で、システム運用に介入し、問題を分析し、解決するのかというルールを、予め利害関係者で議論して決めておくことが肝要と思われる。

- デジタルガバナンスには「人材育成」の視点も重要だと思われる。AIやIoTのシステムの開発者・運用者・利用者のそれぞれに、サイバーフィジカルシステムの利便性と危険性に関する必要最小限の知識を教える必要があると思われる。特に、人命や国家安全保障にかかわる重要インフラのサイバーフィジカルシステムを扱う人々については、試験にパスした人だけに操作を認める「免許制」の導入も検討してみる価値があるように思われる（クルマや飛行機の運転・操縦を資格免許制にしているのと同様の考え方が必要）。
- そもそも現在のICTネットワークシステムには、社会全体のガバナンスという観点から、第三者が安全性をリアルタイムに監視して介入し改善させる仕組み（ルール）が無いように思われる。技術的には、様々なソフトウェアを駆使して、システムの安全性や運用の妥当性をチェックすることは可能と想定されるが、現状では通信事業者であっても、「通信の秘密」を守る義務があり、データやソフトウェアの中身をチェックして管理・介入することはできない。既存の情報システムでも、未来のサイバーフィジカルシステムでも、第三者がシステムの安全性や信頼性を監視して、異常時に介入できるような仕組み（ルール）をつくるのが、デジタルガバナンスを守るための前提になるのではないだろうか。
- ガバナンスの在り方を議論する際は、ガバナンスの対象物の種類ごとに分けて議論すると、話が発散せず、整理しやすいと思われる。ガバナンスの対象物の種類とは、ハードウェア/ソフトウェア/データ/ヒト/エネルギー/自然環境といったものを指す。そうした対象物の種類によって、ガバナンス管理策は異なると思われる。
- 世界には、工場やプラントと基幹情報システムをつなぐサイバーフィジカルシステムを既に構築し、日々運用している大手メーカー等もあるため、サイバーフィジカルシステムを（社内やグループ企業内で）ガバナンスするノウハウがかなり蓄積され始めているのではないかと。技術的には、かなり高度なガバナンスが実現可能になっているため、そうした「企業内」のサイバーフィジカルシステムのガバナンス手法を学び、それを国際社会全体に応用し展開するためにはどうすればよいかを議論し考えてみる、というアプローチをとってみてもよいのではないかと。デジタルガバナンスの検討方法としては、様々な方法が考えられるため、画一的な1つの手法に固執せず、世界中のさまざまな価値観や知見を持つ人々によって、いろいろな方法をとにかく試してみる実証実験（社会実験）を実施できるとよい。
- 世界の中で最もサイバーフィジカルシステムの構築・運用が進んでいる国は、おそらく中国だと思われる。中国では、政府・自治体だけでなく、民間企業でも高度なサイバーフィジカルシステムを構築して運用しており、さまざまな課題も明らかになっているため、ガバナンスの問題を考える上でのヒントが多く見つけられるのではないかと。
- デジタルガバナンスにおいて通信事業者に期待したい役割についても、今後議論してみるとよいのではないかと。

## 5. お問い合わせ先

商務情報政策局 情報経済課

電話：03-3501-0397

FAX：03-3501-6639